

呉市立地適正化計画（案）に対する意見について

呉市立地適正化計画（案）について、住民説明会等を開催し、皆様から頂いた意見等を基に計画案の修正等を行いました。

1 住民説明会での意見

令和2年1月27日（月）から同年3月3日（火）までの間に市内18地域の住民，呉工業高等専門学校及び呉市立呉高等学校の学生を対象に実施した説明会で頂いた意見は次のとおりです。なお，説明会には346名の方に出席していただきました。頂いた意見を踏まえ，1か所の修正を行いました。

頂いた意見	市の考え方等
第1章 立地適正化計画の概要	
【計画期間に関すること】	
(1) 20年，30年後のまちづくりの話をしていても現状に即していないのでは。現在をどうするのか，今後3年から5年までの間にどうするのが重要である。	立地適正化計画は，今後も人口減少が続く中，将来的に生活サービス施設や人口密度を維持し，持続可能なまちを目指すための計画です。今後数年の計画については，現在策定中の第5次呉市長期総合計画等において記載していく予定です。
【計画対象区域に関すること】	
(2) 計画の対象外の区域は，この計画にどのように関係してくるのか。	立地適正化計画の対象区域は都市計画区域であり，都市計画区域外は対象となっていません。しかし，対象外の区域に住まわれる方々も，現状として中央地域や広地域の病院や商業施設等を利用されていることから，呉市一丸となって「コンパクト＋ネットワーク」に向けたまちづくりを目指していきたいと考えています。

頂いた意見	市の考え方等
第4章 誘導施設及び誘導区域等の設定	
【誘導区域に関すること】	
(3) 誘導区域外にある住居等を誘導区域内に集めるということなのか。今、住んでいる地区には歴史があり、思い入れもあるため、移転しようと思う人はいないと思われる。	誘導区域に居住することを強制するものではなく、誘導区域外に居住し続けることも可能です。
(4) 誘導区域外になったとしても住み続けることはできるのか。また、コンパクトシティが実現できたとして、区域外の土地はどうなるのか。	<p>誘導区域外でも、居住される方がいらっしゃれば、必要となる道路等の施設の維持補修は行っていきます。移転後の跡地管理については、今後、必要に応じ土地所有者や地域の皆様と相談させていただきながら、検討していくものと考えています。</p> <p>区域外での取組内容を分かりやすくするため、区域別の施策を整理表として追加しました。</p> <p>【修正事項】 108ページ 4 コンパクトな都市構造を実現する取組のまとめ (追加) <u>区域別の主な取組内容の整理表</u></p>
(5) 誘導区域外の農業などを生産する場や地域の安全はどうなるのか。	市街化調整区域等における農業などによる生産の場については、他の計画により、維持等が図られます。地域の安全、特に防災については、引き続き、防災知識の普及啓発や避難体制の整備等に取り組んでいきます。
(6) 誘導区域外の全ての人に誘導区域内に住めということなのか。そうであれば、現在既に利用されている土地を除くと、その他の住宅を建てる余地がないように思われる。	お住まいの地域の誘導区域内のみでなく、呉市全体に設定する誘導区域内への住み替えを検討いただきたいと考えています。今後、必要に応じて高度利用等を図るべく、都市計画の見直しを検討していきます。

頂いた意見	市の考え方等
<p>(7) 平成30年7月豪雨災害で被災した地域まで誘導区域に設定しているが、適切なのか。</p> <p>土砂災害警戒区域等を誘導区域に含めているが、防災上のことを考えるのであれば、災害のおそれがある区域は全て外すべきではないか。</p>	<p>誘導区域の設定については、交通の利便性が確保される地域、現状として都市機能や都市基盤が確保される地域、人口密度が確保される地域を中心に設定しており、その上で災害の発生のおそれのある区域（急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域等）は原則として含めないこととしています。しかし、呉市では市街地の中心部においても、土砂災害警戒区域等が指定されています。まちづくりの観点から、これらの区域（被災地域を含む）の全てを誘導区域から除外することは難しい状況です。このため、広島県・国と協議しながら、ハード対策として市街地の強靱化を図っていくとともに、ソフト対策として防災知識の普及啓発と避難体制の強化などに取り組んでいきます。</p> <p>なお、土砂災害警戒区域等を誘導区域に含めている理由については、本資料7ページ3(2)を参照してください。</p>
<p>(8) 誘導区域内の土地の価格は上がり、区域外は下がることが予想される。土地の価格の上昇を抑えるなど誘導区域内の土地を取得しやすくするための施策が必要ではないか。</p>	<p>土地の価格について、市などが制限をかけることは難しいと思われます。</p> <p>現在、住宅取得支援として、空き家の情報提供や新婚・子育て世帯定住支援事業等を行っています。これら既存の支援策の拡充等を検討していきます。</p>
<p>(9) スーパーやマンションが立地しており、人口の集積も見られる地域が居住誘導区域から外れているが、どういう理由から区域から外しているのか。</p>	<p>誘導区域を設定するときに、スーパーやマンション等の立地は考慮していますが、傾斜度やバスの運行本数、区域の規模等より、総合的に判断した結果、誘導区域から外れているものです。</p>
<p>【誘導施策に関すること】</p>	
<p>(10) 高齢になり斜面地にある自宅では生活しにくくなっているため、居住誘導区域内に住む子どもとの同居を考えている。リフォームをするために市から補助等をしてもらえないのか。</p>	<p>呉市新婚・子育て世帯定住支援事業において、親世帯との近居については、補助額の加算をする等の取組を行っています。今後、ニーズに合わせた支援の拡充等を検討していきます。</p>
<p>(11) コンパクトシティにするために誘導区域内に住宅を移転する場合、土地の取得や住宅の建築等多額の費用がかかると思うが、市が何か支援してくれるのか。</p>	<p>他都市事例も参考にしつつ、移転に係る支援も今後検討していきますが、基本的には、誘導区域内に住んでみたいと思えるような魅力的なまちづくりを行うことで、建替え等を契機に、誘導区域内への住み替えを誘導していきたいと考えています。</p>

頂いた意見	市の考え方等
(12) 呉市の人口を増やすことはできないのか。人口が増えれば解決できることもあるのではないか。	子育て支援など出生率を増加させるための施策や呉市の魅力を高めるための施策を立地適正化計画に位置付け、呉市に住んでみたいと思われる方を増やしていきたいと考えています。
(13) 交通が不便な所には人が集まらない。それが人口減少にもつながっている。今できることを早く実施してもらいたい。	交通については、現在呉駅周辺地域を次世代型総合交通拠点として、呉市全域における交通まちづくり推進の核とすることとしています。また、その他の地域拠点についても、呉市地域公共交通網形成計画と連携し、まちづくりと一体となった効率的な公共交通ネットワークの形成や地域の実情に応じた移動手段の確保に取り組むこととしています。
(14) 今後の人口減少の実態を知って非常に危機感を感じている。その中で地域が活性化するために、地域にできることはないか。	コンパクト＋ネットワークの実現には、市民の皆様の協力が不可欠となります。引き続き、他都市等と連携して、有効な施策についての研究を行いながら、今後において、地域の皆様にも相談させていただきたいと考えています。
(15) 居住をまちなかに誘導することでマンション等が増える事が考えられるが、将来的には、マンションも空き家になると思われる。その辺りも含めてコンパクトシティを考える必要がある。	呉市では空き家バンク事業等を実施しており、呉市で住まいを探している方との有効な情報交換の場として活用してもらうことで、空き家の有効利用が可能であると考えています。今後においてはこれら事業の拡充等を検討していきます。
(16) 空き家や空き店舗の利活用はどのように考えているのか。	空き家については空き家バンク事業により、現在も活用促進を図っています。今後もこれら事業の拡充等を検討していきます。空き店舗についても、来てくれ店舗公募事業やリノベーションまちづくりの取組を支援することで、にぎわいの創出を図ります。
(17) 高齢化が進んでいることを逆手に取って、老人福祉施設を誘導することで、一緒に家族も移転してもらい、まちなかの活性化を図ることを検討してはどうか。	老人福祉施設については、一部地域を除き、おおむね充足している状況にあります。今後、老人福祉施設の需要が高まったときに、新たに誘致していくことを検討します。

頂いた意見	市の考え方等
その他	
(18) 地域の住民が自ら地元の商店を利用するとか、移動に公共交通を利用するなどをしていかないと、まちがどんどん不便になっていくと思われる。	コンパクト+ネットワークのまちの実現には、市民の皆様に市が抱える課題を認識していただき、それぞれが少しずつ行動に移すことが重要となります。その中で皆様の御意見を頂きながら、効果的な施策を実施することで住み続けられるまちを作っていきたいと考えています。
(19) 今後計画を進めていく上で、住民が何をしたらいいかを広く周知していく必要がある。	

2 呉市議会（産業建設委員会及び令和2年3月議会）での意見

令和元年12月18日（水）開会の産業建設委員会及び令和2年3月議会で頂いた意見を踏まえ、3か所の修正を行いました。

頂いた意見	市の考え方等
第4章 誘導施設及び誘導区域等の設定	
【誘導施設に関すること】	
<p>(1) 都市機能誘導区域，居住誘導区域，生活機能維持区域，一般居住区域が書かれているが，これらに含まれない区域もある。含まれない区域についての記載がないが，ここに住んでいる方々はどうしたら良いのか困るのではないか。</p> <p>例えば，誘導施設の設定において，都市計画マスタープラン上は都市計画区域外にも地域拠点があるが，立地適正化計画では，都市計画区域内の地域拠点しか記載されていないため，都市計画区域外は地域拠点ではないと取られてしまうおそれがある。記述上の配慮が必要であると思われる。</p>	<p>立地適正化計画は基本的に都市計画区域内について定めるものですが，将来都市構造図の中で都市計画区域外にも地域拠点を設定しており，まちづくりの観点から都市計画区域外についても，一定程度の内容については記載する必要がありますと考えています。</p> <p>なお，生活機能維持区域については，本資料7ページ3(1)を参照してください。</p> <p>頂いた御意見を踏まえ，次のように追加しました。</p> <p>【修正事項】</p> <p>61ページ (イ) 地域規模等に応じた必要となる生活サービス施設 (追加) 地域拠点 <u>都市計画区域外</u></p> <p>96ページ 3 誘導施策の設定 (追加) <u>誘導施策とは，都市機能誘導区域内に誘導施設の立地を誘導するため，また，居住誘導区域内に居住を誘導するために本市で講じる施策ですが，都市機能や居住の誘導元として想定される誘導区域外における施策等の考え方や，今後取り組むべき都市のスポンジ化への対応，将来の公的不動産の活用方針等についても併せて記載しています。</u></p> <p>108ページ 4 コンパクトな都市構造を実現する取組のまとめ (追加) <u>区域別の主な取組内容の整理表</u> (再掲)</p>

3 第4回呉市立地適正化計画検討委員会での意見

令和元年12月13日（金）開催の呉市立地適正化計画検討委員会での意見を踏まえ、10か所の修正を行いました。

頂いた意見	市の考え方等
第4章 誘導施設及び誘導区域等の設定	
【誘導区域に関すること】	
<p>(1) 都市機能誘導区域と居住誘導区域の設定とその考え方、効果の計り方などについては、比較的丁寧に説明がされているが、特に生活機能維持区域については位置付けが不明確と思われる。</p>	<p>頂いた御意見を踏まえ、再度、生活機能維持区域の設定について検討した結果、一般居住区域との違いが分かりにくく、位置付けが不明確になったため削除しました。</p> <p>【修正事項】 51 ページ (2) 区域等の設定の考え方 (修正前) <u>生活機能維持区域</u> (修正後) <u>(削除)</u></p>
<p>(2) 区域設定の災害に関する区域の考え方について、土砂災害警戒区域及び浸水想定区域、津波災害警戒区域（浸水深2.0m未満）を居住誘導区域の除外対象としないのは1つの考え方として理解するが、除外対象としない考え方や何らかの対策を講じる旨の記載がもう少しあった方がよいと思われる。</p>	<p>頂いた御意見を踏まえ、除外対象としない理由及び対策について記載内容を追加しました。</p> <p>【修正事項】 70 ページ ■居住誘導区域設定の対象外とすべき区域の整理 土砂災害警戒区域（土砂災害防止法） <u>(追加) (本市の地形的特性上、土砂災害警戒区域が指定されている地域においても、都市基盤が一定程度整備された市街地が広がっています。そのため、効率的な居住の集積を図る観点から、居住誘導区域に含めるものとしますが、併せて、防災知識の普及啓発と避難体制の整備、防災・減災機能の強化による市街地の強靱化を図ります。)</u> 津波災害警戒区域（津波防災地域づくり法）・浸水想定区域（水防法） <u>(追加) (浸水深2.0m未満の区域は居住誘導区域に含めるものとしますが、併せて、防災知識の普及啓発と避難体制の整備、防災・減災機能の強化による市街地の強靱化を図ります。)</u></p>

頂いた意見	市の考え方等
【誘導施策に関すること】	
<p>(3) 観光施策と本計画との結び付きを明らかにするため、「交流人口の誘導」や「交流人口拡大のための駅周辺拠点機能の強化」などを記載すべき。また、まちなかへの交流人口の誘導だけでなく、市全域への周遊促進を図るために、立ち寄りや動線上に位置する駅などで呉市全体をPRする取組も重要である。</p>	<p>頂いた御意見を踏まえ、誘導施策の記載内容を見直し、中心市街地のにぎわいと交流を生み出す施設の機能強化に修正しました。また、観光客の移動や宿泊機能の充実等、市全域への周遊促進に係る取組についても併せて記載しています。</p> <p>【修正事項】 98ページ まちづくりの方針2 都市機能誘導区域に誘導施設の立地を誘導するための施策 (修正前) <u>誘致活動の推進</u> (修正後) <u>中心市街地のにぎわいと交流を生み出す施設の機能強化</u></p>
<p>(4) 誘導施策のまちづくり方針2において、観光施策が都市機能誘導区域に誘導施設の立地を誘導するための施策として記載されているが、観光分野は都市機能誘導区域に誘導すべき分野なのか再検討が必要と考える。また、市内には蒲刈や倉橋、御手洗などの呉を代表とする瀬戸内の有数の観光地を有しており、島嶼部にも魅力ある観光資源があるという情報発信をすることが重要である。</p>	<p>観光施策については、都市機能誘導区域内に観光資源等を集約するという意味ではなく、市が有する様々な観光資源の魅力の発信やそれぞれの観光資源への回遊促進を図る機能を強化することで、市全体のにぎわいを生み出すことを目的としています。</p>
<p>(5) 出生率と暮らし方の関係について、希望の子どもの数は、親との同居・近居で一人以上の違いがある。このことから、親と子どもの同居・近居支援を行いながら居住誘導区域への居住誘導を図ることで出生率の向上、親とのコミュニケーションの向上にも期待される。そういった視点に加えて住宅リフォームなどの施策を含めて検討していただきたい。</p>	<p>呉市新婚・子育て世帯定住支援事業において、親世帯との近居については、補助額の加算をする等の取組を行っています。今後、ニーズに合わせた支援の拡充に取り組みたいと考えています。</p> <p>頂いた御意見を踏まえ、次のように追加しました。</p> <p>【修正事項】 100ページ まちづくりの方針4 居住誘導区域内に居住を誘導するための施策 住宅 定住・移住の促進 (追加) <u>同居・近居支援</u></p>

頂いた意見	市の考え方等
<p>(6) 住宅施策に関して、今後の呉市の活力を向上させるために若年層の定住は非常に重要になると考えるが、高齢者の住まいを居住誘導区域に誘導するような福祉施策も記載した方がよいと思われる。</p>	<p>高齢者の住まいに関する福祉施策については、まちづくり方針4において、高齢者の住まいの支援として高齢者ニーズに応じた福祉サービス施設の提供を記載していますが、頂いた御意見を踏まえ、「(サービス付高齢者向け住宅等)」を追加しました。</p> <p>【修正事項】</p> <p>100ページ まちづくりの方針4 居住誘導区域内に居住を誘導するための施策 住宅 高齢者の住まいの支援</p> <p>(追加) <u>高齢者ニーズに応じた福祉サービス施設(サービス付高齢者向け住宅等)の提供支援</u></p>
<p>(7) 都市機能誘導区域や居住誘導区域、一般居住区域、生活機能維持区域の施策がどう違うのかが分かりにくく、将来的にどうなるのか分からない。そのため、誘導施策の表の中で、それぞれの関係や違いが比較できると分かりやすいと思われる。</p> <p>また、居住者の暮らしの安心・安全等に関する施策を記載する等、もう少し丁寧に記載すべきではないか。</p>	<p>頂いた御意見を踏まえ、次のとおり修正しました。</p> <p>一般居住区域については、施策等の考え方の記載を項目建てとし、呉市都市計画マスタープランにおけるまちづくり方針に基づいた施策を実施していくことや、地域の安全面に係る施策について記載しました。</p> <p>なお、生活機能維持区域については、本資料7ページ3(1)を参照してください。</p> <p>加えて、それぞれの区域の違いが分かるように、各区域の施策の整理表を追加しました。</p> <p>【修正事項】</p> <p>103ページ (4) 一般居住区域における施策等の考え方</p> <p>(追加) <u>ア 地域特性に応じたまちづくり</u> <u>イ 都市計画制度の活用による良好な居住環境の維持</u> <u>ウ 地域の安全性の維持</u></p> <p>108ページ 4 コンパクトな都市構造を実現する取組のまとめ</p> <p>(追加) <u>区域別の主な取組内容の整理表(再掲)</u></p>

頂いた意見	市の考え方等
<p>(8) 福祉の現状の最大の関心事は、「介護予防」と「介護を必要とする場合に適切な介護が受けられるか」ということが言われている。呉市は、斜面地に高齢者の方がたくさん住んでいるため、高齢者の住宅支援は非常に大切である。また、コンパクトシティ化を進めることで、在宅福祉の訪問看護、ヘルパー、またはデイサービスの提供量の拡大や提供コストの縮減が期待される。</p>	<p>必要な介護が受けられるように、高齢者の住まいの支援やまちなか居住の推進など、コンパクトシティ化の取組を進めていきます。</p> <p>介護予防についても、地域包括ケアシステムの推進、データヘルスによる健康寿命の延伸などの既存施策の継続実施に加えて、本計画の方針である歩いて暮らせるまちなかへ居住を誘導することで、高齢者の外出機会を増加させ、健康増進を図っていきます。</p>
<p>(9) 医療分野については、人材の確保が重要。看護師の方などにとっても住みたいと思える、魅力あるまちづくりを進めていただきたい。</p>	<p>救急医療体制の確保、小児医療の充実、福祉人材及び医療従事者の確保・育成などの医療体制の継続的な確保と人材育成を通じて、医療関係者にとっても住みたい、働きたいと思えるまちづくりを進めます。</p>
<p>(10) 昭和地域では、まちづくり委員会が活発に活動し、地域独自のシルバーセンターや子育て組織をつくるなど具体的な取組を進めている。こうした取組は現状市内には昭和地域のみであることから、その他の地域でも活動が普及すれば良いと考える。</p>	<p>都市再生推進法人の指定等によるエリアマネジメントの支援やエリアの価値を向上させるリノベーションまちづくりの取組支援、NPO法人など地域主体のまちづくりの支援等、協働のまちづくりを推進します。</p>
<p>(11) コンパクトシティ化が進めば、交通空白地域が増えるため、そうした地域への対応をしっかりと考えて行くことが重要である。また、交通の再編が進むとどうしても幹線と支線に分かれるため、その結節点となる乗換え地としては、商店街や病院、コンビニ等の高齢化に対応した利便性の高い所を使っていたいただきたいと考える。</p> <p>また、医療分野と同様にバス・タクシー事業などの交通分野においても運転手などの人材不足が深刻な状況であるため、そこへの対応もしっかり検討していただきたい。</p>	<p>持続可能な公共交通ネットワークを確立することを目的としている呉市地域公共交通網形成計画の計画内容と調整しながら取組を進めていくこととなりますが、交通結節点については、機能強化による居住及び都市機能の誘導に取り組むとともに、誰もが利用しやすい環境とするため、乗継拠点の整備と待合環境の向上、各交通モード間のダイヤ調整、バリアフリー化などに取り組めます。</p> <p>また、交通分野における人材不足の対応について、地域主導による移動手段の確保支援や自動運転等の次世代モビリティの研究等に取り組めます。</p>

頂いた意見	市の考え方等
第5章 計画の推進	
【取組目標に関すること】	
(12)人口密度の目標値の設定について“現状維持”としているが、少し元気がないように感じる。例えば、呉市の居住誘導区域に住む割合にすると、密度が維持されるため割合は増加する。目標の取り方を工夫することで、増加目標が定めることができると考える。	誘導区域の位置付けとしては、これまでの生活を維持する区域としているため、取組目標についても増加とするよりも、維持とした方が現実的な目標ではないかと考えています。その上で、目標達成により期待される効果として、「歩いて暮らせる地域に住む人口割合の増加」等を位置付け、進捗状況の管理等を行います。
(13)取組目標の「移動手段としての公共交通の確保」について、期待される効果は主なものが記載されているかと思うが、補助金の増加抑制のほかにも、公共交通利用者が増加するため、「外出機会の増加」、「にぎわいの増加」、「健康増進」なども考えられる。	期待される効果は様々なものが考えられるため、頂いた御意見を踏まえ、「外出機会の増加」「にぎわいの増加」「健康増進」などの定量化しづらい効果についても、補足的に追記しました。 【修正事項】 116ページ (3) 目標達成により期待される効果 (修正後) 目標値が達成された場合に期待される効果について次のとおり示します。 <u>次の図に示す効果以外にも、公共交通の利便性の向上による外出機会の増加やそれに伴うにぎわいの増加、高齢者の健康増進など様々な効果が考えられますが、代表的なものについて記載します。</u>
その他	
(14)地元説明会の地域が都市計画区域内の各市民センターの立地する地域となっているが、将来的に都市機能誘導区域や居住誘導区域への誘導の対象となる市民は、一般居住区域や生活機能維持区域等に住んでいる方たちと考えられるため、むしろそうした方たちに丁寧に説明すべき。そのため、計画の対象範囲外である都市計画区域外にも丁寧に説明をしたほうがよいと考える。	今回の説明会の趣旨の一つとして、どこの区域に、どんな施設を、どのような施策で都市機能や居住を誘導していくのかを説明し、それに対する意見を求める場としていました。委員の意見を踏まえ、都市計画区域外を含む全地域を対象として説明会を実施し、意見収集を行いました。
(15)それぞれの地域に住んでいる方々が、今どんな意識を持っているのか、将来どういうところに住みたいと思っているのかなど、住民の意識調査を行い、実情を把握しながら計画を検討してはどうか。	住民の意識調査については、呉工業高等専門学校の協力により学生主導でアンケート調査を行い、計画の認知度や理解度、関心度、必要性のほか、ハザードエリアに住んでいる人と住んでいない人の意見の違いを調査分析されています。今後、調査データを頂き、本計画との整合を確認していきます。

4 その他意見

庁内の意見を踏まえ、次の修正を行っています。

(1) 呉駅周辺地域総合開発基本計画の策定、呉市観光振興計画の作成状況及び子育て支援策の進捗に伴うもの

修正前	修正後																																				
第1章 立地適正化計画の概要																																					
【1 ページ】立地適正化計画の位置付け																																					
	<p>◎両計画を追記しました。</p> <p>【経済】呉駅周辺地域総合開発基本計画</p> <p>【産業】呉市観光振興計画（策定中）</p>																																				
第5章 計画の推進																																					
【114 ページ】1 取組目標 (2) 評価指標及び目標値の設定																																					
<ul style="list-style-type: none"> ・にぎわいや交流を生み出す施設 ・防災拠点機能を有する施設 	<p>◎呉駅周辺地域総合開発基本計画の策定に伴うもの（評価指標、目標値の修正）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合交通拠点施設 <p>◎子育て支援策の進捗に伴うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天応地域に子育て支援センターが開設したことによる評価指標削除 																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">目標</th> </tr> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">誘導すべき施設の立地</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">評価指標</th> <th style="text-align: center;">現状値（基準年）</th> <th style="text-align: center;">目標値（目標年）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>にぎわいや交流を生み出す施設^{※1}</td> <td style="text-align: center;">－ (平成30年)</td> <td style="text-align: center;">－</td> </tr> <tr> <td>防災拠点機能を有する施設^{※1}</td> <td style="text-align: center;">－ (平成30年)</td> <td style="text-align: center;">－</td> </tr> <tr> <td>障害者福祉施設^{※2}</td> <td style="text-align: center;">8 地域 (平成30年)</td> <td style="text-align: center;">11 地域^{※3} (令和2年)</td> </tr> <tr> <td>子育て支援センター</td> <td style="text-align: center;">9 か所 (平成30年)</td> <td style="text-align: center;">10 か所^{※3} (令和元年)</td> </tr> </tbody> </table>	目標			誘導すべき施設の立地			評価指標	現状値（基準年）	目標値（目標年）	にぎわいや交流を生み出す施設 ^{※1}	－ (平成30年)	－	防災拠点機能を有する施設 ^{※1}	－ (平成30年)	－	障害者福祉施設 ^{※2}	8 地域 (平成30年)	11 地域 ^{※3} (令和2年)	子育て支援センター	9 か所 (平成30年)	10 か所 ^{※3} (令和元年)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">目標</th> </tr> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">誘導すべき施設の立地</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">評価指標</th> <th style="text-align: center;">現状値（基準年）</th> <th style="text-align: center;">目標値（目標年）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合交通拠点施設</td> <td style="text-align: center;">－ (令和元年度)</td> <td style="text-align: center;">1 施設 (令和7年)</td> </tr> <tr> <td>障害者福祉施設^{※1}</td> <td style="text-align: center;">8 地域 (令和元年度)</td> <td style="text-align: center;">11 地域^{※2} (令和2年)</td> </tr> </tbody> </table>	目標			誘導すべき施設の立地			評価指標	現状値（基準年）	目標値（目標年）	総合交通拠点施設	－ (令和元年度)	1 施設 (令和7年)	障害者福祉施設 ^{※1}	8 地域 (令和元年度)	11 地域 ^{※2} (令和2年)
目標																																					
誘導すべき施設の立地																																					
評価指標	現状値（基準年）	目標値（目標年）																																			
にぎわいや交流を生み出す施設 ^{※1}	－ (平成30年)	－																																			
防災拠点機能を有する施設 ^{※1}	－ (平成30年)	－																																			
障害者福祉施設 ^{※2}	8 地域 (平成30年)	11 地域 ^{※3} (令和2年)																																			
子育て支援センター	9 か所 (平成30年)	10 か所 ^{※3} (令和元年)																																			
目標																																					
誘導すべき施設の立地																																					
評価指標	現状値（基準年）	目標値（目標年）																																			
総合交通拠点施設	－ (令和元年度)	1 施設 (令和7年)																																			
障害者福祉施設 ^{※1}	8 地域 (令和元年度)	11 地域 ^{※2} (令和2年)																																			

修正前	修正後
第5章 計画の推進	
【116ページ】1 取組目標 (3) 目標達成により期待される効果	
<p>評価指標 にぎわいや交流を生み出す施設</p> <p>評価指標 子育て支援センター</p> <p>期待される効果 子育てサービスが気軽に受けられる人の割合</p>	<p>◎呉駅周辺地域総合開発基本計画の策定に伴うもの（評価指標の修正）</p> <p>評価指標 総合交通拠点施設</p> <p>◎子育て支援策の進捗に伴うもの（評価指標及び期待される効果の削除）</p> <p>評価指標 （削除）</p> <p>期待される効果 （削除）</p>

(2) 呉駅周辺地域総合開発基本計画の策定に伴うもの

修正前	修正後																					
第3章 立地の適正化に関する基本的な方針																						
【48, 49ページ】2 リーディングプロジェクト（呉駅周辺地域総合開発基本計画）																						
	◎立地の適正化に関する基本的な方針の中に、リーディングプロジェクトとして「呉駅周辺地域総合開発基本計画の概要」を追加																					
第4章 誘導施設及び誘導区域等の設定																						
【58, 62, 63ページ】1 誘導施設の設定 (2) 必要な生活サービス施設の整理 まちづくりの方針2・4・5																						
<p>【58ページ】</p> <p>・「呉駅周辺地域総合開発に関する懇談会」の中で出された意見を踏まえて策定する基本計画を反映し、にぎわいや交流を生み出す施設等を追加します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能分類</th> <th>実現のために必要となる施設</th> <th>都市拠点</th> <th>地域拠点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市拠点機能</td> <td>-</td> <td>にぎわいや交流を生み出す施設（呉駅周辺地域総合開発に関連する施設）</td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>・「呉駅周辺地域総合開発に関する懇談会」の中で出された意見を踏まえて策定する基本計画を反映し、にぎわいや交流を支える社会基盤を追加します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>社会基盤</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>にぎわいや交流を支える社会基盤（呉駅周辺地域総合開発に関連する社会基盤）</td> </tr> </tbody> </table>	機能分類	実現のために必要となる施設	都市拠点	地域拠点	都市拠点機能	-	にぎわいや交流を生み出す施設（呉駅周辺地域総合開発に関連する施設）	○	-	社会基盤	備考	-	にぎわいや交流を支える社会基盤（呉駅周辺地域総合開発に関連する社会基盤）	<p>◎左の項目、表を次のように修正</p> <p>【呉駅周辺地域におけるにぎわいや交流を生み出す施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能分類</th> <th>実現のために必要となる施設</th> <th>都市拠点</th> <th>地域拠点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市拠点機能</td> <td>にぎわい機能 総合交通拠点施設（そのうち宿泊機能、商業・にぎわい機能を備えた施設）</td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎左の項目、表を削除</p>	機能分類	実現のために必要となる施設	都市拠点	地域拠点	都市拠点機能	にぎわい機能 総合交通拠点施設（そのうち宿泊機能、商業・にぎわい機能を備えた施設）	○	-
機能分類	実現のために必要となる施設	都市拠点	地域拠点																			
都市拠点機能	-	にぎわいや交流を生み出す施設（呉駅周辺地域総合開発に関連する施設）	○	-																		
社会基盤	備考																					
-	にぎわいや交流を支える社会基盤（呉駅周辺地域総合開発に関連する社会基盤）																					
機能分類	実現のために必要となる施設	都市拠点	地域拠点																			
都市拠点機能	にぎわい機能 総合交通拠点施設（そのうち宿泊機能、商業・にぎわい機能を備えた施設）	○	-																			

修正前

【62ページ】

・「呉駅周辺地域総合開発に関する懇談会」の中で出された意見を踏まえて策定する基本計画を反映し、防災拠点機能を有する施設を追加します。

機能分類		実現のために必要となる施設	都市拠点	地域拠点
都市拠点機能	防災機能	防災拠点機能を有する施設（呉駅周辺地域総合開発に関連する施設）	○	-

■安心して暮らせるまちづくりを実現するために必要な基盤整備

社会基盤	備考
防災・減災施設	急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業、高潮対策事業、洪水対策事業、耐震化事業等
道路	緊急輸送道路、住宅建築等に必要な生活道路（狭あいな道路の拡幅）等
公園	防災公園等

・「呉駅周辺地域総合開発に関する懇談会」の中で出された意見を踏まえて策定する基本計画を反映し、防災拠点機能を有する社会基盤を追加します。

社会基盤	備考
-	防災拠点機能を有する社会基盤（呉駅周辺地域総合開発に関連する社会基盤）

【63ページ】

■つながりの強いまちづくりを実現するために必要な基盤整備

社会基盤	備考
交通結節点施設	駅舎、駅前広場、自由通路、棧橋、ターミナル等
駅舎、バス停等の待合環境	バス停の上屋やベンチ等の整備、駅舎や車両のバリアフリー化等
バスロケーションシステム	バス利用に関する分かりやすい情報提供等

修正後

◎左の項目、表を次のように修正

【呉駅周辺地域における防災拠点機能を有する施設】

機能分類		実現のために必要となる施設	都市拠点	地域拠点
都市拠点機能	防災機能	総合交通拠点施設（そのうち防災拠点機能を備えた施設）	○	-

◎左の表を次のように修正

■安心して暮らせるまちづくりを実現するために必要な基盤整備

社会基盤	備考
防災・減災施設	急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業、高潮対策事業、洪水対策事業、耐震化事業等
道路	緊急輸送道路、住宅建築等に必要な生活道路（狭あいな道路の拡幅）等
道路、防災拠点施設	総合交通拠点施設（そのうち防災拠点機能を備えた施設）
公園	防災公園等

◎左の項目、表を削除

◎左の表を次のように修正

■つながりの強いまちづくりを実現するために必要な基盤整備

社会基盤	備考
交通結節点施設	駅舎、駅前広場、自由通路、棧橋、ターミナル、 交通まちづくりの起点となる”次世代型”総合交通拠点関連施設
駅舎、バス停等の待合環境	バス停の上屋やベンチ等の整備、駅舎や車両のバリアフリー化等
バスロケーションシステム	バス利用に関する分かりやすい情報提供等

修正前	修正後																
<p>【63ページ】</p> <p>・「呉駅周辺地域総合開発に関する懇談会」の中で出された意見を踏まえ策定する基本計画や呉市地域公共交通網形成計画（案）を反映し，総合交通結節点としての機能を有する社会基盤を追加します。</p> <table border="1" data-bbox="188 328 1113 427"> <thead> <tr> <th>社会基盤</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通結節点施設</td> <td>総合交通結節点としての機能を有する社会基盤（呉駅周辺地域総合開発に関連する社会基盤）</td> </tr> </tbody> </table>	社会基盤	備考	交通結節点施設	総合交通結節点としての機能を有する社会基盤（呉駅周辺地域総合開発に関連する社会基盤）	<p>◎左の項目，表を削除</p>												
社会基盤	備考																
交通結節点施設	総合交通結節点としての機能を有する社会基盤（呉駅周辺地域総合開発に関連する社会基盤）																
<p>【64ページ】1 誘導施設の設定 (3) 誘導施設の設定</p>																	
<p>■各拠点における誘導施設</p> <table border="1" data-bbox="181 611 904 852"> <thead> <tr> <th colspan="2">機能分類</th> <th>施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">都市拠点機能</td> <td>にぎわい機能</td> <td>にぎわいや交流を生み出す施設</td> </tr> <tr> <td>防災機能</td> <td>防災拠点機能を有する施設</td> </tr> </tbody> </table>	機能分類		施設名	都市拠点機能	にぎわい機能	にぎわいや交流を生み出す施設	防災機能	防災拠点機能を有する施設	<p>◎左の表を次のように修正</p> <p>■各拠点における誘導施策</p> <table border="1" data-bbox="1144 611 1865 852"> <thead> <tr> <th colspan="2">機能分類</th> <th>施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">都市拠点機能</td> <td>にぎわい機能</td> <td>総合交通拠点施設（そのうち宿泊機能，商業・にぎわい機能を備えた施設）</td> </tr> <tr> <td>防災機能</td> <td>総合交通拠点施設（そのうち防災拠点機能を備えた施設）</td> </tr> </tbody> </table>	機能分類		施設名	都市拠点機能	にぎわい機能	総合交通拠点施設（そのうち宿泊機能，商業・にぎわい機能を備えた施設）	防災機能	総合交通拠点施設（そのうち防災拠点機能を備えた施設）
機能分類		施設名															
都市拠点機能	にぎわい機能	にぎわいや交流を生み出す施設															
	防災機能	防災拠点機能を有する施設															
機能分類		施設名															
都市拠点機能	にぎわい機能	総合交通拠点施設（そのうち宿泊機能，商業・にぎわい機能を備えた施設）															
	防災機能	総合交通拠点施設（そのうち防災拠点機能を備えた施設）															
<p>【102ページ】3 誘導施策の設定 (2) 誘導施策の設定</p>																	
	<p>◎呉駅周辺地域総合開発の推進として，呉駅周辺地域総合開発基本計画を反映し，推進する施策を追加</p>																

修正前	修正後
【103ページ】3 誘導施策の設定 (3) 都市拠点(中央・広)等における施策等の考え方	
<p>ア まちなか居住の推進</p> <p>呉駅・新広駅・広駅の周辺の地域では、公共交通によるアクセス性や効率的に生活サービス施設を利用できる強みを生かすため、高度利用による居住誘導を図ります。また、郊外での居住性の高い住宅を活用することで、ライフスタイルに合わせた住環境の形成に取り組みます。</p> <p>イ 呉駅周辺の整備</p> <p>呉駅周辺地域総合開発を契機として、呉駅周辺の低利用の土地が集積する地域の高度化を図り、生活サービス施設及びにぎわいや交流を生み出す施設を充実させることで、広島都市圏を支える都市を目指します。また、中心市街地の駐車場等の空き地についても、官民連携での活用を検討することで、更なるにぎわいの創出を図ります。</p> <p>(活用施策例)</p> <p>誘導施設に対する税制上の特例措置、誘導施設の整備や一体的に必要な道路や交通結節点機能の整備(都市機能立地支援事業、都市再構築戦略事業等)、都市計画制度活用による容積率の緩和措置、エリアマネジメント等による低未利用地活用促進等</p> <p>ウ 交通結節点への都市機能・居住の誘導</p> <p>エ 安全で快適な市街地の形成</p>	<p>ア まちなか居住の推進</p> <p>呉駅の周辺の地域では、低利用の土地が集積する地域の高度化を図ることにより、生活サービス施設及びにぎわいや交流を生み出す施設を充実させることで居住誘導を図ります。また、中心市街地の駐車場等の空き地についても、官民連携での活用を検討することで、更なるにぎわいの創出に取り組みます。</p> <p>新広駅・広駅の周辺の地域では、公共交通によるアクセス性や効率的に生活サービス施設を利用できる強みを生かすため、高度利用による居住誘導を図ります。</p> <p>そのほか、郊外の居住性の高い住宅を活用することで、ライフスタイルに合わせた住環境の形成に取り組みます。</p> <p>(削除)</p>

修正前	修正後
<p>ウ 交通結節点への都市機能・居住の誘導</p> <p>昭和市场センター周辺，鍋棧橋の交通結節点については，公共交通利用者の利便性向上のため，生活サービス施設等を誘導するとともに，拠点としての機能を強化することで，周辺地域の居住環境の向上を図ります。</p> <p>エ 安全で快適な市街地の形成</p> <p>都市拠点においては，住み替えの受け皿としてのポテンシャルを有しているため，郊外の災害の発生のおそれがある区域や傾斜度の高い地域からの居住を誘導するため，住宅取得支援等の施策を講じ，コンパクトシティの形成に取り組みます。</p>	<p>イ 交通結節点への都市機能・居住の誘導</p> <p style="color: red;">呉駅周辺地域を総合交通拠点とすることで，呉駅を起点とした市全域における交通まちづくりの推進に取り組みます。</p> <p>昭和市场センター周辺，鍋棧橋の交通結節点については，公共交通利用者の利便性向上のため，生活サービス施設等を誘導するとともに，拠点としての機能を強化することで，周辺地域の居住環境の向上を図ります。</p> <p>(削除)</p>

第5章 届出制度

【112ページ】(3) 居住誘導区域外における開発行為，建築行為の届出

■届出対象となる誘導施設の定義				◎左の表を次のように修正					
		施設名	定義	想定される施設			施設名	定義	想定される施設
都市 拠点 機能	にぎわい 交流機能	にぎわいや交流を生み出す施設	今後呉駅周辺地域総合開発に関連する施設と整合を図ります。		都市 拠点 機能	にぎわい 交流機能	総合交通拠点施設	そのうち宿泊機能，商業・にぎわい機能を備えた施設	—
	防災機能	防災機能を有する施設	今後呉駅周辺地域総合開発に関連する施設と整合を図ります。			防災機能	総合交通拠点施設	そのうち防災拠点機能を備えた施設	—

(3) 呉市観光振興計画の作成状況に伴うもの

修正前	修正後																														
<p>第3章 立地の適正化に関する基本的な方針</p> <p>第4章 誘導施設及び誘導区域等の設定</p> <p>【43ページ】1 目指すべき都市像 (2) まちづくりの方針 ア 都市計画区域内のまちづくりの方針</p> <p>【58ページ】1 誘導施設の設定 (2) 必要な生活サービス施設の整理 イ 五つのまちづくり方針に基づく必要な生活サービス施設の整理</p> <p>【98ページ】3 誘導施策の設定 (2) 誘導施策の設定 ウ 市が行う具体的な施策</p>	<p>◎左の項目を次のように修正</p> <p>○呉の魅力である多彩な地域資源を活かしつつ、市内外の人々の交流を促進するため、中心市街地のにぎわいと交流を生み出す施設の誘導・配置を行います。</p> <p>○中心市街地の交流が各地域に広がっていくよう、民間の活力を取り入れながら呉市のにぎわいを生み出すまちづくりを推進します。</p> <p>○観光産業による所得向上と雇用創出により、活力あるまちづくりを目指します。</p> <p>◎左の表を次のように修正</p> <p>都市機能誘導区域に誘導施設の立地を誘導するための施策</p> <p>【継続施策】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>誘導施策</th> <th>施策の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">観光</td> <td>観光プロモーションの強化</td> <td>観光プロモーションの展開</td> </tr> <tr> <td>誘致活動の推進</td> <td>インバウンドの推進、クルーズ客船誘致、観光周遊バス等の維持強化</td> </tr> <tr> <td>おもてなしの態勢づくり</td> <td>観光ホスピタリティの向上</td> </tr> <tr> <td>観光資源の活用</td> <td>日本遺産を活用した呉の魅力の発信</td> </tr> <tr> <td>観光資源の創出</td> <td>産業観光、体験型観光の推進</td> </tr> <tr> <td>観光資源の更なる魅力アップ</td> <td>大和ミュージアムの機能強化 呉中心部の回遊性向上機能の整備 宝町～幸町エリアの魅力向上</td> </tr> </tbody> </table>	種別	誘導施策	施策の概要	観光	観光プロモーションの強化	観光プロモーションの展開	誘致活動の推進	インバウンドの推進、クルーズ客船誘致、観光周遊バス等の維持強化	おもてなしの態勢づくり	観光ホスピタリティの向上	観光資源の活用	日本遺産を活用した呉の魅力の発信	観光資源の創出	産業観光、体験型観光の推進	観光資源の更なる魅力アップ	大和ミュージアムの機能強化 呉中心部の回遊性向上機能の整備 宝町～幸町エリアの魅力向上														
種別	誘導施策	施策の概要																													
観光	観光プロモーションの強化	観光プロモーションの展開																													
	誘致活動の推進	インバウンドの推進、クルーズ客船誘致、観光周遊バス等の維持強化																													
	おもてなしの態勢づくり	観光ホスピタリティの向上																													
	観光資源の活用	日本遺産を活用した呉の魅力の発信																													
	観光資源の創出	産業観光、体験型観光の推進																													
	観光資源の更なる魅力アップ	大和ミュージアムの機能強化 呉中心部の回遊性向上機能の整備 宝町～幸町エリアの魅力向上																													
<p>【43, 58, 98ページ】</p> <p>○呉の魅力である多彩な地域資源を活かしつつ、市内外の人々の交流を促進するため、中心市街地のにぎわいと交流を生み出す施設の誘導・配置を行います。</p> <p>○中心市街地の交流が各地域に広がっていくよう、民間の活力を取り入れながら呉市のにぎわいを生み出すまちづくりを推進します。</p> <p>【98ページ】</p> <p>都市機能誘導区域に誘導施設の立地を誘導するための施策</p> <p>【継続施策】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>誘導施策</th> <th>施策の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">観光</td> <td>観光プロモーションの強化</td> <td>観光プロモーションの展開</td> </tr> <tr> <td>誘致活動の推進</td> <td>インバウンドの推進、クルーズ客船誘致、観光周遊バス等の維持強化</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">産業</td> <td>おもてなしの態勢づくり</td> <td>観光ホスピタリティの向上</td> </tr> <tr> <td>観光資源の活用</td> <td>日本遺産を活用した呉の魅力の発信</td> </tr> <tr> <td>観光資源の創出</td> <td>産業観光、体験型観光の推進</td> </tr> <tr> <td>観光資源の更なる魅力アップ</td> <td>大和ミュージアムの機能強化 呉中心部の回遊性向上機能の整備 宝町～幸町エリアの魅力向上</td> </tr> </tbody> </table>	種別	誘導施策	施策の概要	観光	観光プロモーションの強化	観光プロモーションの展開	誘致活動の推進	インバウンドの推進、クルーズ客船誘致、観光周遊バス等の維持強化	産業	おもてなしの態勢づくり	観光ホスピタリティの向上	観光資源の活用	日本遺産を活用した呉の魅力の発信	観光資源の創出	産業観光、体験型観光の推進	観光資源の更なる魅力アップ	大和ミュージアムの機能強化 呉中心部の回遊性向上機能の整備 宝町～幸町エリアの魅力向上	<p>◎左の項目を次のように修正</p> <p>○呉の魅力である多彩な地域資源を活かしつつ、市内外の人々の交流を促進するため、中心市街地のにぎわいと交流を生み出す施設の誘導・配置を行います。</p> <p>○中心市街地の交流が各地域に広がっていくよう、民間の活力を取り入れながら呉市のにぎわいを生み出すまちづくりを推進します。</p> <p>○観光産業による所得向上と雇用創出により、活力あるまちづくりを目指します。</p> <p>◎左の表を次のように修正</p> <p>都市機能誘導区域に誘導施設の立地を誘導するための施策</p> <p>【継続施策】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>誘導施策</th> <th>施策の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基盤整備</td> <td>中心市街地のにぎわいと交流を生み出す施設の機能強化</td> <td>呉駅周辺地域における拠点機能の強化 大和ミュージアムの機能強化</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">産業</td> <td>観光産業による所得向上と雇用創出</td> <td>外国人観光客やクルーズ客船誘致の強化 観光客の移動や宿泊機能の充実 市民・事業者・市役所が一体となった顧客ニーズを重視した観光に対する市民意識の醸成</td> </tr> <tr> <td>第3次産業の魅力向上</td> <td>商業施設等の活性化支援、起業家支援事業</td> </tr> <tr> <td>産地育成・ブランド化の推進</td> <td>呉製品の販路拡大支援</td> </tr> </tbody> </table>	種別	誘導施策	施策の概要	基盤整備	中心市街地のにぎわいと交流を生み出す施設の機能強化	呉駅周辺地域における拠点機能の強化 大和ミュージアムの機能強化	産業	観光産業による所得向上と雇用創出	外国人観光客やクルーズ客船誘致の強化 観光客の移動や宿泊機能の充実 市民・事業者・市役所が一体となった顧客ニーズを重視した観光に対する市民意識の醸成	第3次産業の魅力向上	商業施設等の活性化支援、起業家支援事業	産地育成・ブランド化の推進	呉製品の販路拡大支援
種別	誘導施策	施策の概要																													
観光	観光プロモーションの強化	観光プロモーションの展開																													
	誘致活動の推進	インバウンドの推進、クルーズ客船誘致、観光周遊バス等の維持強化																													
産業	おもてなしの態勢づくり	観光ホスピタリティの向上																													
	観光資源の活用	日本遺産を活用した呉の魅力の発信																													
	観光資源の創出	産業観光、体験型観光の推進																													
	観光資源の更なる魅力アップ	大和ミュージアムの機能強化 呉中心部の回遊性向上機能の整備 宝町～幸町エリアの魅力向上																													
種別	誘導施策	施策の概要																													
基盤整備	中心市街地のにぎわいと交流を生み出す施設の機能強化	呉駅周辺地域における拠点機能の強化 大和ミュージアムの機能強化																													
産業	観光産業による所得向上と雇用創出	外国人観光客やクルーズ客船誘致の強化 観光客の移動や宿泊機能の充実 市民・事業者・市役所が一体となった顧客ニーズを重視した観光に対する市民意識の醸成																													
	第3次産業の魅力向上	商業施設等の活性化支援、起業家支援事業																													
	産地育成・ブランド化の推進	呉製品の販路拡大支援																													

修正前			修正後		
【98ページ】 【新たに検討が必要な施策】			◎左の表を次のように修正 【新たに検討が必要な施策】		
種別	誘導施策	施策の概要	種別	誘導施策	施策の概要
官民連携	★民間活力によるにぎわいの創出の検討	呉駅周辺地域総合開発に関連する事業（官民連携に係る機能の導入）	官民連携	★民間活力によるにぎわいの創出の検討	呉駅周辺地域総合開発に関連する事業（官民連携に係る機能の導入）
		エリアの価値を向上させるリノベーションまちづくりの取組支援			エリアの価値を向上させるリノベーションまちづくりの取組支援
		都市再生推進法人の指定等によるエリアマネジメントの支援			都市再生推進法人の指定等によるエリアマネジメントの支援
		公共空間を活用したにぎわい創出（移動販売車の出店や特例制度等の活用）の検討			公共空間を活用したにぎわい創出（移動販売車の出店や特例制度等の活用）の検討
		ウォーカブルな人中心の公共空間の創出			ウォーカブルな人中心の公共空間の創出 新たな観光推進体制の構築

(4) 子育て支援策の進捗に伴うもの（平成31年4月に天応地域に子育て支援センターが開設されたことによる。）

修正前		修正後	
第4章 誘導施設及び誘導区域等の設定			
【61ページ】1 誘導施設の設定 (2) 必要な生活サービス施設の整理		まちづくりの方針3	
【64ページ】1 誘導施設の設定 (3) 誘導施設の設定			
■地域規模等に応じた必要となる生活サービス施設、各拠点における誘導施設 吉浦・天応地域の子育て支援センター 「★」		■地域規模等に応じた必要となる生活サービス施設、各拠点における誘導施設 吉浦・天応地域の子育て支援センター 「○」	
【107ページ】4 コンパクトな都市構造を実現する取組のまとめ			
吉浦・天応地域【基盤整備】 ★誘導施設（公共・民間）の整備に対する国の補助制度の活用（障害者福祉施設（吉浦のみ）、子育て支援センター）		吉浦・天応地域【基盤整備】 ★誘導施設（公共・民間）の整備に対する国の補助制度の活用（障害者福祉施設（吉浦のみ））	

(5) 表現の修正に伴うもの

修正前	修正後
第3章 立地の適正化に関する基本的な方針	
【51ページ】3 都市機能誘導区域と居住誘導区域に関する基本方針 (2) 区域等の設定の考え方	
また、都市機能誘導区域及び居住誘導区域以外の区域においても、これまでどおりの生活が続けられる区域として、「一般居住区域」を設定します。	また、都市機能誘導区域及び居住誘導区域以外の区域においても、 既存の都市基盤を適正に維持する 区域として、「一般居住区域」を設定します。

(6) 補助金等の制度の変更に伴うもの

(都市機能立地支援事業及び都市再構築戦略事業が都市再編集中支援事業の個別支援制度に統合されたことによる。)

修正前		修正後																																					
第4章 誘導施設及び誘導区域等の設定																																							
【96～99ページ】3 誘導施策の設定 (2) 誘導施策の設定																																							
イ 国の支援を受けて市が行う施策の具体的な制度の例		イ 国の支援を受けて市が行う施策の具体的な制度の例																																					
ウ 市が行う具体的な施策		ウ 市が行う具体的な施策																																					
<p>【新たに検討が必要な誘導施策】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>誘導施策</th> <th>誘導施策のイメージ</th> <th>活用が想定される事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市機能誘導区域に誘導施設の立地を誘導するための施策</td> <td>・誘導施設の整備、歩行空間の整備 ・民間事業者による誘導施設の整備に対する支援施策</td> <td>・誘導施設の整備や一体的に必要な道路や交通結節点機能の整備 等</td> </tr> <tr> <td>居住誘導区域に居住を誘導するための施策</td> <td>・居住者の利便の用に供する施設の整備 ・公共交通の確保を図るための交通結節機能の強化・向上</td> <td>・誘導施設等へのアクセス道路の整備 ・公園・緑地等の整備 ・バリアフリー環境の整備 等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・交通結節点機能（駅前広場やペDESTリアンデッキ等）の整備 ・バス等の乗り換え施設の整備 等</td> <td>・都市機能立地支援事業 ・都市再構築戦略事業 ・都市再生整備計画事業 ・都市・地域交通戦略推進事業 等</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・都市再生整備計画事業 ・街路事業 ・道路事業 ・都市公園事業 等</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・都市再生整備計画事業 ・都市・地域交通戦略推進事業 ・街路事業 ・地域公共交通再編事業 等</td> </tr> </tbody> </table>		誘導施策	誘導施策のイメージ	活用が想定される事業	都市機能誘導区域に誘導施設の立地を誘導するための施策	・誘導施設の整備、歩行空間の整備 ・民間事業者による誘導施設の整備に対する支援施策	・誘導施設の整備や一体的に必要な道路や交通結節点機能の整備 等	居住誘導区域に居住を誘導するための施策	・居住者の利便の用に供する施設の整備 ・公共交通の確保を図るための交通結節機能の強化・向上	・誘導施設等へのアクセス道路の整備 ・公園・緑地等の整備 ・バリアフリー環境の整備 等		・交通結節点機能（駅前広場やペDESTリアンデッキ等）の整備 ・バス等の乗り換え施設の整備 等	・都市機能立地支援事業 ・都市再構築戦略事業 ・都市再生整備計画事業 ・都市・地域交通戦略推進事業 等			・都市再生整備計画事業 ・街路事業 ・道路事業 ・都市公園事業 等			・都市再生整備計画事業 ・都市・地域交通戦略推進事業 ・街路事業 ・地域公共交通再編事業 等	<p>【新たに検討が必要な誘導施策】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>誘導施策</th> <th>誘導施策のイメージ</th> <th>活用が想定される事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市機能誘導区域に誘導施設の立地を誘導するための施策</td> <td>・誘導施設の整備、歩行空間の整備 ・民間事業者による誘導施設の整備に対する支援施策</td> <td>・誘導施設の整備や一体的に必要な道路や交通結節点機能の整備 等</td> </tr> <tr> <td>居住誘導区域に居住を誘導するための施策</td> <td>・居住者の利便の用に供する施設の整備 ・公共交通の確保を図るための交通結節機能の強化・向上</td> <td>・誘導施設等へのアクセス道路の整備 ・公園・緑地等の整備 ・バリアフリー環境の整備 等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・交通結節点機能（駅前広場やペDESTリアンデッキ等）の整備 ・バス等の乗り換え施設の整備 等</td> <td>・都市機能立地支援事業 ・都市再構築戦略事業 ・都市再生整備計画事業 ・都市・地域交通戦略推進事業 等</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・都市再生整備計画事業 ・街路事業 ・道路事業 ・都市公園事業 等</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・都市再生整備計画事業 ・都市・地域交通戦略推進事業 ・街路事業 ・地域公共交通再編事業 等</td> </tr> </tbody> </table>		誘導施策	誘導施策のイメージ	活用が想定される事業	都市機能誘導区域に誘導施設の立地を誘導するための施策	・誘導施設の整備、歩行空間の整備 ・民間事業者による誘導施設の整備に対する支援施策	・誘導施設の整備や一体的に必要な道路や交通結節点機能の整備 等	居住誘導区域に居住を誘導するための施策	・居住者の利便の用に供する施設の整備 ・公共交通の確保を図るための交通結節機能の強化・向上	・誘導施設等へのアクセス道路の整備 ・公園・緑地等の整備 ・バリアフリー環境の整備 等		・交通結節点機能（駅前広場やペDESTリアンデッキ等）の整備 ・バス等の乗り換え施設の整備 等	・都市機能立地支援事業 ・都市再構築戦略事業 ・都市再生整備計画事業 ・都市・地域交通戦略推進事業 等			・都市再生整備計画事業 ・街路事業 ・道路事業 ・都市公園事業 等			・都市再生整備計画事業 ・都市・地域交通戦略推進事業 ・街路事業 ・地域公共交通再編事業 等
誘導施策	誘導施策のイメージ	活用が想定される事業																																					
都市機能誘導区域に誘導施設の立地を誘導するための施策	・誘導施設の整備、歩行空間の整備 ・民間事業者による誘導施設の整備に対する支援施策	・誘導施設の整備や一体的に必要な道路や交通結節点機能の整備 等																																					
居住誘導区域に居住を誘導するための施策	・居住者の利便の用に供する施設の整備 ・公共交通の確保を図るための交通結節機能の強化・向上	・誘導施設等へのアクセス道路の整備 ・公園・緑地等の整備 ・バリアフリー環境の整備 等																																					
	・交通結節点機能（駅前広場やペDESTリアンデッキ等）の整備 ・バス等の乗り換え施設の整備 等	・都市機能立地支援事業 ・都市再構築戦略事業 ・都市再生整備計画事業 ・都市・地域交通戦略推進事業 等																																					
		・都市再生整備計画事業 ・街路事業 ・道路事業 ・都市公園事業 等																																					
		・都市再生整備計画事業 ・都市・地域交通戦略推進事業 ・街路事業 ・地域公共交通再編事業 等																																					
誘導施策	誘導施策のイメージ	活用が想定される事業																																					
都市機能誘導区域に誘導施設の立地を誘導するための施策	・誘導施設の整備、歩行空間の整備 ・民間事業者による誘導施設の整備に対する支援施策	・誘導施設の整備や一体的に必要な道路や交通結節点機能の整備 等																																					
居住誘導区域に居住を誘導するための施策	・居住者の利便の用に供する施設の整備 ・公共交通の確保を図るための交通結節機能の強化・向上	・誘導施設等へのアクセス道路の整備 ・公園・緑地等の整備 ・バリアフリー環境の整備 等																																					
	・交通結節点機能（駅前広場やペDESTリアンデッキ等）の整備 ・バス等の乗り換え施設の整備 等	・都市機能立地支援事業 ・都市再構築戦略事業 ・都市再生整備計画事業 ・都市・地域交通戦略推進事業 等																																					
		・都市再生整備計画事業 ・街路事業 ・道路事業 ・都市公園事業 等																																					
		・都市再生整備計画事業 ・都市・地域交通戦略推進事業 ・街路事業 ・地域公共交通再編事業 等																																					
ウ 市が行う具体的な施策		ウ 市が行う具体的な施策																																					
<p>【新たに検討が必要な施策】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>誘導施策</th> <th>施策の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基盤整備</td> <td>★誘導施設（公共・民間）の整備に対する国の補助制度の活用</td> <td>都市再生再構築戦略事業や都市再生整備計画事業等，都市機能立地支援事業，税制上の特例措置等の活用</td> </tr> <tr> <td>土地利用</td> <td>★都市計画制度の活用</td> <td>用途地域や地区計画，特定用途誘導地区，誘導施設に係る容積率の緩和措置の検討等</td> </tr> </tbody> </table>		種別	誘導施策	施策の概要	基盤整備	★誘導施設（公共・民間）の整備に対する国の補助制度の活用	都市再生再構築戦略事業や都市再生整備計画事業等，都市機能立地支援事業，税制上の特例措置等の活用	土地利用	★都市計画制度の活用	用途地域や地区計画，特定用途誘導地区，誘導施設に係る容積率の緩和措置の検討等	<p>【新たに検討が必要な施策】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>誘導施策</th> <th>施策の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基盤整備</td> <td>★誘導施設（公共・民間）の整備に対する国の補助制度の活用</td> <td>都市機能立地支援事業や都市再生整備計画事業等，税制上の特例措置等の活用</td> </tr> <tr> <td>土地利用</td> <td>★都市計画制度の活用</td> <td>用途地域や地区計画，特定用途誘導地区，誘導施設に係る容積率の緩和措置の検討等</td> </tr> </tbody> </table>		種別	誘導施策	施策の概要	基盤整備	★誘導施設（公共・民間）の整備に対する国の補助制度の活用	都市機能立地支援事業や都市再生整備計画事業等，税制上の特例措置等の活用	土地利用	★都市計画制度の活用	用途地域や地区計画，特定用途誘導地区，誘導施設に係る容積率の緩和措置の検討等																		
種別	誘導施策	施策の概要																																					
基盤整備	★誘導施設（公共・民間）の整備に対する国の補助制度の活用	都市再生再構築戦略事業や都市再生整備計画事業等，都市機能立地支援事業，税制上の特例措置等の活用																																					
土地利用	★都市計画制度の活用	用途地域や地区計画，特定用途誘導地区，誘導施設に係る容積率の緩和措置の検討等																																					
種別	誘導施策	施策の概要																																					
基盤整備	★誘導施設（公共・民間）の整備に対する国の補助制度の活用	都市機能立地支援事業や都市再生整備計画事業等，税制上の特例措置等の活用																																					
土地利用	★都市計画制度の活用	用途地域や地区計画，特定用途誘導地区，誘導施設に係る容積率の緩和措置の検討等																																					